

令和 4 年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 4 年 6 月 3 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 4 年 6 月 3 日 (金) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 4 年 6 月 3 日 (金) 1 1 時 0 5 分
出席議員	議長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 川 波 剛 企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美 税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之 住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生 環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋 都 市 計 画 課 長 古 川 秀 志 農 林 商 工 課 長 堀 内 明 上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡 生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 山 本 孝 田 中 晴 美

会 議 録

令和4年第2回定例会

[開会日]

令和4年6月3日（金）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	改めまして、おはようございます。 令和4年第2回筑前町議会定例会の開会にあたりまして、町民憲章の朗読を行います。 それでは、皆様ご起立願います。 私のほうで本文を読み上げますので、申し訳ございませんが、皆様は黙読でお願いをいたしたいと思います。 町民憲章。 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ご協力ありがとうございました。ご着席ください。
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、14人につき定足数に達しております。 ただいまから、令和4年第2回筑前町議会定例会を開会します。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、10番 山本久矢議員及び11番 木村博文議員を指名します。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日6月3日から6月10日までの8日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から6月10日までの8日間と決定いたしました。
日程第3	
議 長	日程第3「諸般の報告」を行います。 総務建設常任委員会の活動報告を求めます。 総務建設常任委員会、委員長。
総務建設常任委員長	おはようございます。 総務建設常任委員会の活動報告をいたします。 今期委員会前半のテーマでありますため池の研究調査を、12月議会に報告しておりました。議会広報紙「うぐいす」の紙上においても報告をしておりましたが、その後、最も注意すべきであろう12か所のため池などについて調査報告書を取りまとめて、2月に町長、副町長、関係課に手渡し、意見交換と要望を行っております。 以下は報告書のむすびの抜粋です。

	町のため池は、古く、一部では補修されているところもありますが、堤体や土砂堆積等、改善を必要とするため池が多く見られました。 受益者は、不具合が生じた場合、早急に対応しなければなりません、維持管理はできても、大規模修繕や浚渫工事などは負担が大き過ぎるとの意見があります。 町は、現在、60か所のため池劣化調査と8か所の地震・豪雨耐性調査を行っていますが、今回の調査報告も参考として取り入れていただきたいと思います。また、調査結果によっては大きな工事を要するため池が出てくるかもしれませんが、受益者の負担率についても特段の配慮をお願いしたいと思っております。 また、そのほかに、国道をくぐる水路等において複数か所に不具合が確認されました。水路上流において、宅地や田畑に雨水があふれて、生活に著しい支障を及ぼしている場所があり、早急な対応が必要と考えます。自然災害は、時にして想定を超えることもあります。今後とも、人命第一を念頭に取り組みを進めていただきたいと思います。 以上が報告書の抜粋です。なお、全文を閲覧希望される方は、議会事務局までお申し出いただきたいと思います。 なお、これからのため池調査でいかなる結果が出てくるか、現時点では分かりませんが、進捗をしっかりと見守っていきたいと考えております。 そのほかに、委員会では町有財産について調査研究を進めております。町には膨大な数の町有財産があります。その管理が適正に行われているかなどの疑問を調査して、問題を抽出しております。その多くは合併以前からの経緯等があり、改善に時間を有する案件等も多々あるようですが、今の時代に解決できるものはできる限り改善するような取り組みを促す提案につながればと活動中であります。 この件につきましても、次回の最後の報告に間に合うように形を残せればと、鋭意努力中であります。 以上で、総務建設常任委員会の活動報告を終わります。 ありがとうございました。
議 長	続きまして、文教厚生常任委員会の活動報告を求めます。 文教厚生常任委員会、委員長。
文教厚生常任委員長	文教厚生常任委員会の12月から5月までの活動の報告をいたします。 委員会では、毎月最低1回の委員会を開催し、「見て・聴いて・町に提言」の委員会テーマに沿って活動を行ってきました。 12月に、不登校対策について、不登校生徒の支援員である清武さんを講師に招き、学習会を開催いたしました。 学習会で清武支援員より不登校生徒が置かれている現状と課題を聞き、委員会で現状把握と今後の対策について一般質問を行うことを確認し、3月議会で寺原副委員長が不登校問題について、不登校生徒の実態、不登校問題への対応、不登校問題解消に向けた取り組みの内容で一般質問を行いました。執行部の答弁は十分とは言えませんが、展望を持てる答弁を引き出すことができ、今後も不登校問題は継続して取り組むことが必要であると思います。 また、1月の委員会では、昨年10月に行ったアフタースクール視察の総括を行い、2月の委員会に教育委員会を招いて、アフタースクールとICT教育について説明を受け、学習をしました。子どもたちの学びの環境をどう確立していくかなど取り組むべき課題も明るみになり、今後の委員会でも、アフタースクールとICT教育については重視していきたいと思っています。 さらに、3月の委員会でも教育委員会を招いて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの実態について説明を聞き、学習をしました。相談件数や支

	援数の実態を聞き、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの果たす役割は大きいと痛感をし、この問題に対しても不登校対策と同様に取り組むべき課題が大きいと思っています。 そのほかに、文科省の教職員への調査についても、委員会として執行部に指摘をさせていただきました。そして、新年度を迎えた4月には、委員会で今年度の活動について議論し、各種団体との意見交換会や視察研修等の方向性を出しました。 意見交換会については、早速、今月の6日と13日にPTA役員との意見交換会を実施します。その他の団体については、今後コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、意見交換会を開催していきたいと思っています。視察についても、コロナ禍で厳しい状況はありますが、インターネットのウェブを活用しての視察がやれないか検討をしています。 このように委員会活動を行っていますが、今後の問題として、埋蔵文化センターや民間事業者の企業進出など、議論すべき内容がたくさんあります。委員会では、これらの問題も、冒頭申し上げました委員会テーマ「見て・聴いて・町に提言」に沿って委員会活動をしていきたいと思っています。 以上で、文教厚生常任委員会の報告といたします。
議 長	報告が終わりました。 続きまして、議会広報特別委員会の活動報告を求めます。 議会広報特別委員会、委員長。
議会広報特別委員長	議会広報特別委員会の活動報告をいたします。 今回の報告が議会広報特別委員会として初めてのことになります。今までは、総務建設常任委員会と文教厚生常任委員会のみの議場報告でありましたが、今回から議会広報特別委員会として活動報告をさせていただきます。 広報紙発行の目的は、町政に関し議決機関の立場から町民の皆さんに対して議会活動の経過及び結果などを報告し、理解と協力を得ながら議会に対する建設的な意見を求め、それを町行政に反映させ、町民からの負託に応えることを目的としております。 広報委員会は6人のメンバーで構成されており、広報紙「うぐいす」は年4回の議会終了後に発行しています。ちなみに、議会だよりの名称が、平成27年第39号より「ちくぜん」から「うぐいす」になりましたが、名づけ親は中学1年生の女の子でした。 紙面は全16ページで構成されており、定例会内容、一般質問、予算審議、決算審議など、議会での結果や過去に議員が行った一般質問が、その後、町政にどう生かされたのかの追跡調査などを掲載しております。また、筑前レポートや街角インタビューとして、町の話題や注目のものを町民の皆さんにお伝えしております。 さらに、令和2年第57号より、一般質問の内容を詳しくお伝えできるよう紙面を一人1ページに拡大するとともに、令和4年第64号から字体をユニバーサルデザインフォントにするなど、読みやすい紙面となるよう工夫を凝らしております。 一人でも多くの方に議会を身近に感じていただけるように、手に取り、読みたくなる広報紙「うぐいす」づくりを目指し、委員一同、取り組んでまいります。 以上で、議会広報特別委員会の活動報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。

	本日は、令和4年第2回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきましてありがとうございます。 この5年間、国さらには地方行政の根幹を揺るがすような事態、まさに50年に、100年に一度とも言えるような天災、人災が次々と起こっています。 2017年、九州北部豪雨、2019年、新型コロナウイルス感染症の発症、2021年、1年延期後の東京オリンピック夏季大会開催、2022年、ロシアによるウクライナ侵攻、それぞれが歴年の最重要課題であり、地方自治体としても最優先で取り組んでまいりました。これらの事態は、それぞれの1年前にはほとんど予測ができなかったものであります。 このような急激な社会情勢の変化もあり、SDGsを下敷きとした骨太の施策が大きく取り上げられるようになってまいりました。気候変動の要因とされるカーボンニュートラル等、地球の存続課題として、日本のみならず世界の克服すべき課題が明確になりました。目先の生活環境改善に取り組むことから、生存を脅かすことがない政策との両立へ、政策の転換が求められています。そのためのコストは投資であるという、従来からのコスト抑制最優先の価値観からの転換でもあります。気候変動への対応が全世界的な施策の中心となります。 町では、大きな社会変化の対応に追われながらも、町の人口増に向けた施策等に取り組んでまいりましたが、生存を脅かすことがない政策を念頭に置きながら、今後想定される町の人口減少に備えたまちづくりを進めなければなりません。そのような大きな時代の変革の中であることを、そしてグローバルに考えローカルに行動することを念頭に置きながら、本定例会に臨みたいと思います。 それでは、本日提案します議案等8件の提案理由の説明を申し上げます。なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしく願いいたします。 報告第1号 令和3年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越につきましては、別紙11件の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日から施行されることに伴い、筑前町税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分した令和3年度筑前町一般会計補正予算（第14号）について報告し、承認を求めるものです。一般会計補正予算（第14号）は、3件の繰越明許費を追加するものです。 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、4月13日付で専決処分した令和4年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について報告し、承認を求めるものです。一般会計補正予算（第1号）は、補正額297万円を追加し、補正後の歳入歳出予算額をそれぞれ128億1,710万円としています。 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましても、地方自治法第179条第1項の規定により、4月13日付で専決処分した令和4年度筑前町工
--	---

	業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について報告し、承認を求めるものです。補正額297万円を追加し、補正後の歳入歳出額をそれぞれ489万円としています。 議案第22号 令和4年度筑前町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正額8,140万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ128億9,850万3,000円とするものです。 増額補正する主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種事業3,453万8,000円、大刀洗平和記念館大型展示物設置事業2,518万7,000円などです。また、オンデマンドバスシステム導入及びプロジェクトマネジメント業務委託事業について、令和5年度から令和6年度までの限度額1,247万4,000円を債務負担行為として設定するものです。 議案第23号 工事請負契約の締結につきましては、三輪小学校北側校舎外壁改修工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 以上が本日提案します議案の提案理由です。 慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。 よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第1号「令和3年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」を議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	おはようございます。 議案書の2ページをお願いします。 報告第1号「令和3年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」 令和3年度筑前町一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり報告する。 本日付、町長名でございます。 3ページをお願いします。 この計算書につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第12号）、（第13号）及び（第14号）において繰越明許費とした事業について、繰越計算書のとおり令和4年度に繰り越しをしたものでございます。 2款総務費、光ブロードバンド整備事業1億5,312万9,000円、住民基本台帳システム改修435万6,000円。 3款民生費、めくば一雨漏り補修工事89万1,000円、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業1,218万6,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業6,629万円。 5款農林水産業費、ため池特措法劣化状況評価地震・耐性評価業務2,340万円。 9款教育費、三輪小学校北側校舎外壁工事費6,761万9,000円。 10款災害復旧費、農地・農業用施設現年発生災害復旧工事1,450万円、林道現年発生災害復旧工事1,600万円、公共土木施設道路橋梁現年発生災害復旧工事2,800万円、公共土木施設河川現年発生災害復旧工事4,530万円、合計

	4億3,167万1,000円の繰越額でございます。 財源の内訳は、既に収入された特定財源600万円、未収入特定財源が国県支出金3億269万2,000円、地方債7,060万円、その他4,397万2,000円、一般財源840万7,000円でございます。 以上で説明を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これで本件の報告を終わります。
日程第6	
議 長	日程第6 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定）」を議題とします。 説明を求めます。 税務課長
税務課長	おはようございます。 議案書の4ページをお願いいたします。 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほどの町長説明のとおりでございます。 次のページ、5ページをお願いいたします。 令和4年専決第1号、専決処分書でございます。 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 令和4年3月31日付、町長名です。 6ページから24ページまでが新旧対照表となっております。 今回の主な改正について説明をさせていただきます。 6ページをお願いいたします。第18条の4、飛びまして13ページの第73条の2、第73条の3につきましては、登記事項証明書に記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、登記事項証明書に住所に代わる事項が記載されることにより、町が固定資産課税台帳等に記載されている事項について証明書を交付する際も、住所に代わる事項を記載した証明書を交付しなければならないこととするものです。施行は、登記事項証明書に係る改正と同日になります。 6ページに戻っていただきまして、第33条、8ページ下のほう、第34条の9、飛びまして18ページの附則第16条の3、次のページ、19ページの附則第20条の2及び20ページの附則第20条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等について、町民税の賦課方式を所得税と一致させることによるものです。令和6年1月1日施行となります。 続きまして、10ページ下のほう、第36条の3の2、及び次のページ、11ページ、第36条の3の3につきましては、配偶者等が退職手当等を有する場合、給与所得者または公的年金等受給者の扶養親族等申告書に配偶者の氏名を記載するものです。令和5年1月1日施行となります。 続きまして、14ページをお願いいたします。附則第7条の3の2につきまして

	は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するものです。令和5年1月1日施行となります。 16ページをお願いいたします。附則第10条の3です。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等について、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等の改正です。 次のページ、17ページをお願いします。附則第12条です。令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を半減するものです。 飛びまして、21ページをお願いします。附則第20条の削除。住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う規定を整備するものです。令和5年1月1日施行となります。 そのほかの条例改正につきましては、項ずれ等により適切な条文に改正するものでございます。 22ページをお願いします。第2条です。筑前町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。令和3年改正条例に関する改正です。令和3年改正条例第1条のうち、第36条の3の3の改正規定です。扶養親族等申告書の改正に伴う規定を整備するものです。 最後に附則になります。 第1条 この条例は令和4年4月1日から施行する。基本的には、令和4年4月1日からの施行となりますが、先ほどから説明でも触れておりますように、納税証明書の交付などそれぞれ施行日が設定されているものもでございます。そのほか経過措置があるものについて、附則として規定を行っています。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	条例改正の中に、「やむを得ない理由があると町長が認めるとき」という条文が消されているところが何か所か出てくるんですが、こういうやむを得ない事情があるときの特例は認めないということですか。
議 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 この税条例等の改正につきましては、上位法であります地方税法等の改正に伴いまして改正するものでございます。例えば、所得税の課税標準のところにも町長が認めるときこの限りではないという形で記載されておりますけれども、これにつきましては、今までは住民税の申告により標準額を定めておりました。33条の今回の改正につきましては、確定申告書により課税標準を定めるものでございます。
議 長	河内議員
河内議員	確定申告で定めるということですが、特別な事情があると町長が認める時がなくなったのはなぜですか。
議 長	お答えいたします。 上位法の改正により税条例を改正するものでございます。
議 長	よろしいですか。 ほかに質疑はございませんか。
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はございませんか。

	(討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定）」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。
日程第7	
議 長	日程第7 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）」を議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書の25ページをお願いします。 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 本日付、町長名でございます。 提案理由は、町長の説明がありましたが、それを含め説明させていただきます。 26ページをお願いいたします。 こちらは、専決処分書になります。令和4年専決第2号、3月31日に専決処分したものであります。 27ページをお願いします。 このページから28ページまでが新旧対照表となっています。 今回の専決処分は、医療費の増嵩が見込まれる中、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中間所得層の被保険者の負担緩和を図るための措置について講じた地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月1日施行に伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分したものでございます。 第3条医療分課税限度額、現行63万円から65万円へ改正、後期高齢者支援金分課税限度額、現行19万円から20万円へ改正し、改正なしの介護分納付金と合わせ、全体では賦課限度額が99万円から102万円となっております。 以上で説明を終わらせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 標準4人世帯で所得640万円以上が対象ということですが、同じ所得の社会保険料の保険料は、南福岡年金事務所に問い合わせたところ、月額5万9,475円、年間71万3,700円です。同じ収入でありながら30万円以上の負担の差とな

	ります。所得の１６％近く、年間所得の約２か月分が保険税として賦課されることになり、大変な出費となります。 働く人の賃金は上がらず、年金は下がる一方で、コロナやロシアの戦争だけでなく、アベノミクスの異次元の金融緩和により円安が続く中、物価が急激に上昇しています。こんな時期に保険税を上げる事は、市民生活に大きな影響を及ぼすことは目に見えています。よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に原案に賛成者の発言を許可します。 ございませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、承認第３号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、承認第３号は承認することに決定いたしました。
日程第８	
議 長	日程第８ 承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和３年度筑前町一般会計補正予算（第１４号）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の２９ページをお願いします。 承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりでございます。 ３０ページをお願いします。 令和４年専決第３号、専決処分書。 令和３年度筑前町一般会計補正予算（第１４号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 令和４年３月１３日に専決処分したものです。 別冊の令和３年度一般会計補正予算（第１４号）をお願いします。 １ページです。 令和３年度筑前町の一般会計補正予算（第１４号）は次に定めるところによる。 第１条の繰越明許費につきましては、２ページの第１表になります。 今回の補正は、事業実施にあたり繰越明許費の追加が必要となったため、繰越明許費を補正するものです。 上から順に、３款民生費、めくば一雨漏り補修工事８９万１,０００円、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業１,２１８万６,０００円、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事業６,６２９万円でございます。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。

	(質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和3年度筑前町一般会計補正予算（第14号）」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。
日程第9	
議 長	日程第9 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和4年度筑前町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の31ページをお願いします。 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は町長説明のとおりでございます。 32ページです。 令和4年専決第4号、専決処分書。 令和4年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 令和4年4月13日に専決処分したものです。 別冊の令和4年度一般会計補正予算（第1号）をお願いします。 1ページです。 令和4年度筑前町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億1,710万円とするものです。今回の補正は、工業用地造成事業特別会計予算の増額補正に伴い、一般会計予算からの繰出金を増額するものです。 歳出のほうから説明いたします。 7ページをお願いします。 7款4項1目都市計画総務費27節工業用地造成事業特別会計繰出金297万円の増額です。 次に歳入です。 6ページをお願いします。 20款2項1目基金繰入金3節地域振興基金繰入金297万円でございます。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。

	質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論はございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和4年度筑前町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。
日程第10	
議 長	日程第10 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和4年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	議案書の33ページをお願いいたします。 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付、町長名でございます。 提案理由は町長の提案理由説明のとおりですので省略をいたします。 34ページ、専決処分書です。 令和4年専決第5号、4月13日に専決処分したものです。 別冊の工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）をお手元をお願いいたします。 す。 1ページです。 令和4年度筑前町の工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ489万円とするものです。 令和4年4月13日専決、町長名です。 企業立地用地を探しています企業側のほうから、四三嶋工業団地の分譲用地における用地の地盤強度等が求められることから、地盤強度を見る地質調査が必要となりましたので、企業側と協議するにあたり、早急な地質調査対応で企業誘致事業の取り組みを進めたいことから、専決補正予算で対応させていただいているものでございます。 事項別明細書で説明いたします。 7ページをお願いいたします。 歳出、1款1項1目工業用地造成事業費12節四三嶋工業団地地質調査業務委託料297万円です。先ほどご説明いたしましたとおり、四三嶋工業団地の分譲用地における地質調査業務委託料です。 6ページです。 歳入、1款1項1目一般会計繰入金297万円で、全額一般会計からの繰入金対

	応です。この専決補正予算によりまして、現在、業者と業務委託契約を行い、取り組みを進めております。 以上で専決処分しました工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和4年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。
日程第11～ 日程第12	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第11並びに日程第12を一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第11 議案第22号並びに日程第12 議案第23号は、議案の説明のみ行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次、議案の説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の35ページをお願いします。 議案第22号「令和4年度筑前町一般会計補正予算（第2号）について」令和4年度筑前町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の令和4年度一般会計補正予算（第2号）をお願いします。 1ページです。 令和4年度筑前町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,140万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億9,850万3,000円とするものです。 第2条に債務負担行為を定めております。 4ページをお願いします。 第2表、債務負担行為につきましては、企画課のオンデマンドバスシステム導入及びプロジェクトマネジメント業務委託事業について、令和6年度まで契約締結す

	るため、令和5年度から6年度までの限度額1,247万4,000円を債務負担行為として設定するものです。 それでは、事項別明細書により歳出のほうから説明いたします。 9ページをお願いします。 2款総務費1項10目公共施設等整備基金費24節基金元金積立金78万4,000円の増額です。町有林木材売払金を積み立てるものです。20目平和記念館費2,518万7,000円の増額は、大刀洗平和記念館大型展示物震電レプリカの購入、設置及びその費用のために実施するクラウドファンディング費用です。 4款衛生費1項3目予防費3,453万8,000円の増額は、新型コロナワクチンの4回目接種及び12歳から17歳までの3回目接種に係る費用です。 5款1項3目農業振興費1,138万7,000円の増額です。18節、経営開始資金112万5,000円及び経営発展支援事業補助金562万5,000円は、制度改正により、令和4年度新規就農者から交付される補助金を追加するものです。農業労働力確保緊急対策事業補助金441万8,000円は、新型コロナにより帰国困難となった外国人技能実習生の在留期間延長申請手数料及びそれに伴う掛かり増し賃金を助成するものです。 22節過年度多面的機能支払交付金返還金21万9,000円は、団体からの過年度の補助金返還に伴い、国県負担分を返還するものです。 9款教育費1項2目事務局費511万8,000円の増額は、スクールソーシャルワーカー事業として、不登校児童生徒及びその保護者を支援するアウトリーチ活動を充実するため、会計年度任用職員、スクールソーシャルワーカー経費、その他の経費として283万7,000円、児童生徒の英語力強化事業として、町内中学生を北九州英語村へ派遣するための経費215万2,000円、11節役務費のQUテスト分析手数料12万9,000円については、県のモデル事業により実施するQUテストに関する経費です。 9款6項夜須中学校費1目14節工事請負費438万9,000円の増額は、中庭整備工事に付随したベンチ類の設置工事です。 続きまして、歳入の説明をいたします。 7ページをお願いします。 16款1項4目衛生費国庫負担金2,686万8,000円及び16款2項4目衛生費国庫補助金767万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に対する負担金補助金です。 17款2項5目農林水産業費県補助金1,116万8,000円の増額は、1節経営発展支援事業費補助金675万円、農業労働力確保緊急対策事業補助金441万8,000円です。9目教育費県補助金332万5,000円の増額は、不登校児童生徒支援強化事業補助金189万1,000円、体験型英語学習推進事業補助金143万4,000円です。 18款2項2目物品売払収入78万4,000円は、町有林木材売払金です。 19款寄附金500万円は、ガバメントクラウドファンディング寄附金です。 20款2項1目基金繰入金2,629万7,000円の増額は、1節財政調整基金繰入金172万1,000円、4節公共施設等整備基金繰入金438万9,000円。 8ページです。 10節ふるさと応援基金繰入金2,018万7,000円です。 22款5項2目雑入29万1,000円は、多面的機能支払交付金精算金でございます。 以上で説明を終わります。
--	--

	よろしくお願いいたします。 続きまして、議案書の３６ページをお願いします。 議案第２３号「工事請負契約の締結について」 三輪小学校北側校舎外壁改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりでございます。 工 事 名 三輪小学校北側校舎外壁改修工事 契約の方法 指名競争入札 請負契約額 ６，２１５万円 工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町二１１０番地１ 株式会社 山一ホーム 代表取締役 平山 栄次 ３７ページをお願いします。 入札結果につきましては、株式会社山一ホームが第１回目の入札で落札し、落札率は９６．６８％でございます。 工事箇所及び工事概要は記載のとおりです。 工期は契約の効力発生の日から令和４年９月３０日まででございます。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第１３	
議 長	日程第１３ 請願第１号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書」の提出を求める請願書」につきましては、議会提出議案書等１ページの請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。
日程第１４	
議 長	日程第１４ 請願第２号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」につきましては、同じく請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。
散 会	
議 長	以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会します。 お疲れさまでした。 （１１：０５）